令和4年度 建築用木材の転換促進支援事業

〇事業内容

木造建築物等の施工・設計において、横架材・下地材・面材を、ロシア材から国産材などの 品質・性能の確かな木材へ転換等した場合、施工した工務店や設計業者に助成する制度です

施工者を対象とした部材転換と設計者を対象とした設計転換の2種類があります。

転換事業		
事業種	部材転換	設計転換
対象者	施工者	設計者
対象 物件	住宅・非住宅。 木造及び木造とその他の構造との混構造	
要件	〇以下の(1)又は(2)を満たすこと。 (1)①横架材、②下地材、③面材のいずれかにおいて、国産材等の代替材の使用を通じて、ロシア材を使用していないこと。 また過去に施工した建築物においてロシア材を使用していたと認められること。 (2)主要構造部にCLTを使用し、主要構造部及び下地材においてロシア材を使用していないこと。 また、過去に施工した建築物においてロシア材を使用していたと認められること。 〇転換に関する情報を記載すること。	
助成対象	転換の取組を行った①から③の部材の材積×2.7万円 主要構造部に使用したCLTの材積×6.6万円	設計費(意匠設計・構造設計)の1/2
上限	1棟当たり1,500万円	木造部分の床面積(㎡)×6,350円/㎡
その他	同一建築物において、設計転換と併用可能。 申請の上限は1者当たり県単位で5棟まで	同一建築物において、部材転換と併用可能。 申請の上限は1者当たり県単位で5棟まで

(転換事業の用語説明)

ア 代替材

転換事業を実施しようとする設計事業者又は施工事業者(以下「転換事業者」という。)がロシア材の代替として使用する木材製品をいう。なお、製材においては乾燥材であること。

イ 横架材

建築物の梁、桁、床梁、胴差、小屋梁、母屋など水平方向又は水平成分を有する方向に設置する構造材(土台は除く。)をいう。

ウ 下地材

建築物の天井、壁、床等に使用される垂木、野縁、胴縁、貫、根太、間柱、筋かい、合板、 木質パネル等の下地となる木材製品をいう。

工 面材

下地材のうち合板及び木質パネルをいう。

〇助成対象

部材転換:令和4年4月28日以降に発注した木材(製材は乾燥材)が助成対象

設計転換:令和4年4月28日以降に設計契約を締結した設計

〇申請上の注意

- ・申請上限 1者当たり県単位で5件まで
- ・申請に当たっては、特に、以下の書類が必要です

(事業申請時)

- ・建築確認申請等の書類(受付済のもの)
- ・過去にロシア材を使用したと確認できる書類

(交付申請時)

代替材を建築の施工現場に荷受けした写真及び施工状態がわかる写真

○申請手続きの流れ

事業申請 結果通知 実績報告 交付申請 講 求 支払い

〇申請期限

事業申請:令和4年 8月25日(木) 交付申請:令和4年11月30日(水)

〇申請書提出先 (千葉県の物件の場合)

(一社) 千葉県木材振興協会 電話: 0475-53-2611

○問合せ先

(一社) 全国木材組合連合会 補助事業事務局

電話:03-6550-8540(平日10:00~17:30)

○詳しくは、公募要領を確認願います

※「国産材転換支援緊急対策事業」で HP を検索)

